

2010年（平成22年）2月4日

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会

部会長 井上正仁 殿

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会

委員 ○ ○ ○ ○

委員 ○ ○ ○ ○

幹事 ○ ○ ○ ○

以下の修正案を提案する。

（時効中断公告制度の新設）

- 1 (1) 被疑者を氏名等で特定できない（注1）又は特定された被疑者の身柄を確保できないために公訴の提起をすることができない事件のうち、
 - (2) 死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪、強姦罪、強制わいせつ罪について（注2）、
 - (3) 被害者等（注3）の申し出がある場合又は被害者等がない場合においては検察官が当該被疑事件の罪質・犯状等を考慮して必要があると認めた場合（注4）において、
 - (4) 当該被疑者について、当該事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があると認めるとき（注5）は、
 - (5) 検察官は、公訴時効の中断（注6）を求める公告（注7）を行うことができるものとする。
 - (6) その公告の際には、検察官は、当該事件について、その時点までに収集した証拠の標目を記載した書面を作成し、確定日付を得て保管しなければならないものとする（注8）。
- 2 1項の公告には、公訴時効を中断する効力があるものとする（注9）。
- 3 公訴時効の中断は、平成16年改正法（現行法）による刑訴法250条に定められた公訴時効期間の2倍を上限とするものとし（注10）、最大2回まですることができるものとする（注11）。

4 1項の公告がなされた事件について、被告人が逮捕されたときは、当該被告人に対する検察官の勾留請求について判断する裁判官は（注12）、勾留請求の可否に対する判断に先立って、検察官がなした前記1の公告の時点において収集した証拠の標目に基づいて証拠を取り調べ、被告人又は弁護人の意見を聞いた上で、当該被疑者について、当該事件を犯したと疑うに足りる相当な理由があると認めるに足りるだけの証拠があったと認められるか否かを審理し（注13）、それを認める場合には前記1の公告による中断の効果を認め、引き続き勾留請求の可否を判断するものとする。

それが認められないときには公訴時効が完成したことを理由に、勾留請求を却下するとともに、以後の捜査及び訴追を打ち切る旨の判断をするものとする（注14）。

なお、この場合、裁判官は、3人の合議体により判断するものとする（注15）。

5 勾留請求を認容又は却下する裁判に対する準抗告においては、検察官の公告の有効・無効による公訴時効の中断の可否についても争うことができるものとする（注16）。

6 この制度は、未だ公訴時効期間が完成していない事件についても適用することができるものとする（注17）。

（注）

1 DNA等により特定できるが、氏名等が不明な場合を指す。

2 この案では、「人を死亡させた罪」に限定しないこととし、無期懲役・禁錮の場合も含めること、性犯罪である強姦罪、強制わいせつ罪も含めることとした。

3 「被害者等」については、「被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。」（例、少年法5条の2）に従うものとする。

4 今回の公訴時効見直しの提案が、被害者等による要望を発端とする国民の意識の変化に基づくものであることを考慮すると、被害者等による申し出がない場合にまで公訴時効の中断を認める必要はないという意味において、被害者等の申し出を消極的な要件とするとともに、遺族がいない場合にこの制度が利用できないことは不均衡

であると考えられることから、その場合には、検察官が事件の罪質等を考慮して自らの判断でできることとした。

- 5 検察官の公訴権については実体判決請求権説が通説であり、逮捕・勾留の要件（刑訴法199条、同60条）よりも高いレベルを要件とすべきようにも考えられるが、検察官の公告のための要件ということから、逮捕・勾留の要件と同レベルでよいと考えた。
- 6 公訴時効の停止ではなく、旧法にあった中断の制度を採用したのは、停止とすると、再び公訴時効の進行が開始する時点を被疑者の身柄の逮捕等とすると、身柄が拘束できない間いつまでも公訴時効が開始しないことになり、事実上、公訴時効廃止と同じ結果をもたらすことになると考えられるので、中断を選択した。
- 7 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法2条が公告することを認めており、これに着想を得て、検察官の公告が中断事由になることとした。あくまでも検察官の一方的な行為であり、その時点では、C-2案のように裁判所の判断を求めないものとした。
- 8 受訴裁判所が後に訴訟要件を判断するためには、公告の時点での証拠状態を保全する必要があることから、その時点で収集された証拠を後で確認することができるようにすることが必要であり、証拠の標目を記載して確認することができるために確定日付を利用することにした。
- 9 公訴時効を中断するので、公告のあった時点から再び公訴時効期間を起算することになる。
- 10 ドイツの公訴時効の中断制度が、本来の時効期間の2倍の期間を経過すると時効が完成するとされていることと同様に考えることとした（配付資料17参照）。
- 11 本提案によると、現行法の25年の2倍である50年まで中断が認められることになるので、通常は、公告は1回しかできないと考えられる。

これに対して、平成16年改正法の適用される平成17年1月1日の前日までに犯罪が実行された行為については、例えば、死刑に当たる罪についての公訴時効期間は15年であり、公告を2回することができると考えられる（もっとも、2回目の公告の効果により、 $15 + 25 = 40$ となることから、10年を延長する効果しか認め

られないことになる)。

- 1 2 公訴時効の中断が認められるかどうかについて、被告人が起訴された後の受訴裁判所において判断することも考えられるが、それでは、勾留その他の強制捜査は行われることとなり、被疑者としても多大な負担を負うことになるし、受訴裁判所の段階で公訴時効の完成が認められるような場合には捜査機関側としても無駄な捜査を行う負担がある。

そこで、被疑者として逮捕された後の勾留請求の手續において、被疑者又は弁護人の意見を聞いた上で判断することを考えた。逮捕段階は、被疑者や弁護人が知らないまま捜査が密行して行われて発付されることがありうるのに対して、勾留手續においては、被告人及び弁護人の意見を聴く機会があり、また、被疑者国選制度の運用により、弁護人が付いている場合が多いと考えられるからである。

- 1 3 裁判所が起訴に足りるだけの証拠があるか否かを判断する類似の制度としては、現行法上、付審判請求事件があり（刑訴法262条、266条）、裁判所としては、そのような判断をする経験を持っていると言える。ただし、本提案では、検察官が公告をした時点での証拠に基づいて判断するという点が異なっている。

- 1 4 令状裁判官が、検察官の公告が、公訴時効の中断事由として有効であると判断した場合には、勾留請求の可否について判断を示すものとする。

これに対して、令状裁判官が、公訴時効の完成を認めた場合には、それ以後、強制捜査を行うことを認めるのは相当でないから、令状裁判官は、公訴時効の完成を理由として勾留請求を却下するとともに、その後の捜査及び訴追を打ち切る旨の判断をすべきものとした。

- 1 5 単なる勾留請求の可否だけでなく、公訴時効の中断の効果を認めるかどうかの判断も行うので、その判断を慎重ならしめるためには、単独よりも3人の裁判官による裁判体（合議体）による方が望ましいと考えられる。

- 1 6 勾留認容又は却下については、それぞれ準抗告を申し立てることができるが、公訴時効の完成等を判断することも当然に争うことができることを明記したものである。

- 1 7 新法を適用すること（いわゆる遡及適用）を認めるものである。

以上